

平成 25 年 6 月
東京税関業務部

関係各位

ワシントン条約附属書等の改正について

ワシントン条約第 16 回締約国会議で決定された附属書の改正及びこれに伴う絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成 25 年 6 月 12 日に効力を生じることになりましたので、別添のとおりお知らせします。

別添 1 : ワシントン条約第 16 回締約国会議における附属書改正事項について

別添 2 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の改正概要

別添 3 : 官報号外第 116 号 (政令第 171 号)

[問合わせ先]

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

(電話 : 03-3501-1723)

(輸入関係)

通関総括第 2 部門 (電話 : 03-3599-6338)

(輸出関係)

通関総括第 4 部門 (電話 : 03-3599-6341)

お知らせ

ワシントン条約:第16回締約国会議における附属書改正事項について

平成25年6月5日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約第16回締約国会議で決定された附属書改正対象種は別紙のとおりです。

従来から附属書に掲載されていた種に加え、別紙の改正附属書の内容が適用となり、効力が発生するのは、平成25年6月12日(水)からとなります。

同日以降、別紙に掲載された動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外為法に基づく手続きが必要となる種やこれまでの手続きと異なる種が含まれているので、十分ご注意ください。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報(「NO.2013/012」、以下のURL 参照)から仮訳・構成したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

<http://www.cites.org/eng/notif/2013/E-Notif-2013-012.pdf>

ご不明な点がございましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723

ワシントン条約第16回締約国会議における附属書改正事項一覧

●附属書Iから削除された種 (FAUNA 動物 CHORDATA 脊索動物門)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
1	MAMMALIA 哺乳綱	DASYUROMORPHIA	フクロネコ目	Thylaciniidae	フクロオオカミ科	Thylacinus cynocephalus	フクロオオカミ
2		DIPROTODONTIA	カンガルー目	Macropodidae	カンガルー科	Onychogalea lunata	ミカツキツメオウラビー
3				Potoroidae	ネズミカンガルー科	Caloprymnus campestris	サバクネズミカンガルー
4		PERAMELEMORPHIA	バンディクート目	Chaeropodidae	ブタアシバンディクート科	Chaeropus ecaudatus	ブタアシバンディクート
5				Thylacomyidae	ミミナガバンディクート科	Macroctis leucura	チビミミナガバンディクート
6	AVES 鳥綱	GALLIFORMES	キジ目	Phasianidae	キジ科	Lophura imperialis	テイオウキジ
7		PICIFORMES	キツツキ目	Picidae	キツツキ科	Campephilus imperialis	メキシコハシジロキツツキ

●附属書IIから削除された種 (FAUNA 動物 CHORDATA 脊索動物門)

8	MAMMALIA 哺乳綱	CHIROPTERA	コウモリ目	Pteropodidae	オオコウモリ科	Pteropus brunneus	パーシーオオコウモリ
9	AVES 鳥綱	FALCONIFORMES	タカ目	Falconidae	ハヤブサ科	Caracara lutosa	グアダルーベカラカラ
10		STRIGIFORMES	フクロウ目	Strigidae	フクロウ科	Sceloglaux albifacies	ワライフクロウ
11	AMPHIBIA 両生類	ANURA	カエル目	Rheobatrachidae	カメガエル科	Rheobatrachus silus	カモノハシガエル
						Rheobatrachus vitellinus	キタカモノハシガエル

(FLORA 植物)

整理番号	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
12	BROMELIACEAE	バイナップル科	Tillandsia kautskyi	ティルランドシア・カウトスキユイ
			Tillandsia sprengeliana	ティルランドシア・スプレングリアナ
			Tillandsia suerei	ティルランドシア・スクレイ
13	CRASSULACEAE	ベンケイソウ科	Dudleya stolonifera	ドウドレイ・ストロニフェラ
			Dudleya traskiae	ドウドレイ・トラスキアイ

●附属書IからIIへ移行された種 (FAUNA 動物 CHORDATA 脊索動物門)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
14	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目	Bovidae	ウシ科	Rupicapra pyrenaica ornata	イタリアシャモア
15				Camelidae	ラクダ科	Vicugna vicugna (population of Ecuador)	ヴィクニーヤ(エクアドルの個体群)の注釈
	<p>For the exclusive purpose of allowing international trade in wool sheared from live vicuñas and in cloth and items made thereof, including luxury handicrafts and knitted articles. The reverse side of the cloth must bear the logotype adopted by the range States of the species, which are signatories to the Convenio para la Conservación y Manejo de la Vicuña, and the selvages the words 'VICUÑA ECUADOR'. Other products must bear a label including the logotype and the designation 'VICUÑA ECUADOR-ARTESANÍA'. All other specimens shall be deemed to be specimens of species included in Appendix I and the trade in them shall be regulated accordingly.</p>				<p>生きているヴィクニーヤから刈り取られた毛並びにこれらの毛を用いて作られた織物その他の製品(高級手工芸品及び織物製品を含む。)の国際取引を認めることを専ら目的とする。この織物の裏側には、ヴィクニーヤの管理及び保護のための協定の署名国であるこの種の分布国間で採択されたロゴを付けなければならない。さらに、その織物には、「ヴィクニーヤ・エクアドル」という表示を付けなければならない。その他の製品には、ロゴ及び「ヴィクニーヤ・エクアドル・民芸品」という記号表示を含むラベルを付けなければならない。他のすべての標本は、附属書Iに掲げる種の標本とみなされ、その取引は、附属書Iに掲げる種の標本の取引として規制される。</p>		
16	AVES 鳥綱	GALLIFORMES	キジ目	Phasianidae	キジ科	Tympanuchus cupido attwateri	テキサスソウゲンライチョウ

(ARTHROPODA 節足動物部門)

17	INSECTA 昆虫綱	LEPIDOPTERA	チョウ目	Papilionidae	アゲハチョウ科	Papilio hospiton	コルシカキアゲハ
----	----------------	-------------	------	--------------	---------	------------------	----------

●附属書IIからIへ移行された種 (FAUNA 動物 CHORDATA 脊索動物門)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
18	MAMMALIA 哺乳綱	SIRENIA	海牛類	Trichechidae	マナティー科	Trichechus senegalensis	アフリカマナティー
19	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Platysternidae	オオアタマガメ科	Platysternidae spp.	オオアタマガメ全種
20				Testudinidae	リクガメ科	Geochelone platynota	ビルマホシガメ
21				Trionychidae	スッポン科	Chitra chitra	タイコガシラスッポン
	Chitra vandijki	ビルマコガシラスッポン					
22	ELASMOBRANCHII 板鰐亜綱	PRISTIFORMES	ノコギリエイ目	Pristidae	ノコギリエイ科	Pristis microdon	ラージトウース・ソーフィッシュ

●附属書IIに掲載された種 (FAUNA 動物 CHORDATA 脊索動物門)

整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)				
23	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	Naultinus spp.	ミドリヤモリ全種				
24		SERPENTES	ヘビ亜目	Viperidae	クサリヘビ科	Trimeresurus mangshanensis	マンシャンバイソンパイパー				
25		TESTUDINES カメ目			Chelidae	ヘビクビガメ科	Clemmys guttata	キボシシガメ			
							Emydoidea blandingii	ブランディングガメ			
26								Geoemydidae	インガメ科	Malaclemys terrapin	クスイガメ
										Cyclemys spp.	マルガメ属全種
										Geoemyda japonica	リュウキュウヤマガメ
										Geoemyda spengleri	オナガヤマガメ
										Hardella thurjii	カンムリガメ
										Mauremys japonica	ニホンイシガメ
										Mauremys nigricans	クロイシガメ
										Melanochelys trijuga	クロヤマガメ
										Morenia petersi	ピーターズメダマガメ
										Sacalia bealei	ジャノメイシガメ
										Sacalia quadriocellata	ヨツメイシガメ
	Vijayachelys silvatica									ケララヤマガメ	
	27										
Nilssonia formosa		ミヤビスッポン									
Nilssonia leithii		リーススッポン									
Palea steindachneri		イボクビスッポン									
Pelodiscus axenaria		ペロディスクス・アクセナリア									
Pelodiscus maackii		ペロディスクス・マアキイ									
Pelodiscus parviformis		ペロディスクス・バルヴィフォルミス									
Rafetus swinhoei		シャーンハイハナスッポン									
28	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	カエル目	Dendrobatidae	ヤドクガエル科	Epipedobates machalilla	(ヤドクガエル科のカエル)				

4

つづき

整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
29	ELASMOBRANCHII 板鰐綱	CARCHARHINIFORMES	メジロザメ目	Carcharhinidae	メジロザメ科	Carcharhinus longimanus	ヨゴレ
30						Sphyrnidae	シュモクザメ科
				Sphyrna lewini	アカシュモクザメ		
				ワシントン条約附属書II掲載の発効を18カ月遅らせる。(例:2014年9月14日から)			
				Sphyrna mokarran	ヒラシュモクザメ		
				ワシントン条約附属書II掲載の発効を18カ月遅らせる。(例:2014年9月14日から)			
				Sphyrna zygaena	シロシュモクザメ		
ワシントン条約附属書II掲載の発効を18カ月遅らせる。(例:2014年9月14日から)							
31	LAMNIFORMES	ネズミザメ目	Lamnidae	ネズミザメ科	Lamna nasus	ニシネズミザメ	
ワシントン条約附属書II掲載の発効を18カ月遅らせる。(例:2014年9月14日から)							
32	RAJIFORMES	ガンギエイ目	Mobulidae	イトマキエイ科	Manta spp.	オニイトマキエイ属全種	
ワシントン条約附属書II掲載の発効を18カ月遅らせる。(例:2014年9月14日から)							

FLORA 植物

整理番号	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
33	AGAVACEAE	リュウゼツラン科	Yucca queretaroensis	ユッカ・ケレタロエンシス
34	ANACARDIACEAE	ウルシ科	Operculicarya decaryi	オベルクリカリア・デカリー
35	EBENACEAE	カキノキ科	Diospyros spp.	カキノキ属全種(マダガスカル個体群)
			対象:丸太、挽き材及び薄板	
36	LEGUMINOSAE	マメ科	Dalbergia cochinchinensis	ケランジイ
			対象:丸太、挽き材及び薄板	
			Dalbergia granadillo	グラナディージョ
			対象:丸太、挽き材、薄板及び合板	
			Dalbergia retusa	ココボロ
			対象:丸太、挽き材、薄板及び合板	
Dalbergia stevensonii	ホンジュラス・ローズウッド、ノガエド			
対象:丸太、挽き材、薄板及び合板				

5

			Dalbergia spp.	ツルサイカチ属全種 (マダガスカルの個体群)
			対象: 丸木、挽き材及び薄板	
37	PASSIFLORACEAE	トケイソウ科	Senna meridionalis	センナ・メリディオナリス
			Adenia firingalavensis	アデニア スティローサ
			Adenia subsessilifolia	アデニア サブセッシリフォリア
38	PEDALIACEAE	ゴマ科	Uncarina grandidieri	ウンカリナ・グランディディエリ
			Uncarina stellulifera	ウンカリナ・ステルリフェラ
39	SANTALACEAE	ビャクダン科	Osyris lanceolata	(ビャクダン科の種物) (ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ウガンダ及びタンザニアの個体群)
			次のものを除くすべての個体の部分及び派生物 (a) 種子及び花粉 (b) 包装された小売取引用に準備された完成品	
40	VITACEAE	ブドウ科	Cyphostemma laza	キフォステンマ・ラザ

6

●注釈が変更になった種 (FAUNA 動物)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
41				Chelidae	ヘビクビガメ科	Chelodina mccordi	マッコードナガクビガ
				Addition of the annotation "zero export quota from the wild" "野生からの輸出割り当てはゼロ" という注釈を追加する。			
42	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Geoemydidae	インガメ科	Batagur borneoensis	カラグールガメ
						Batagur trivittata	ビルマオオセダカガメ
						Cuora aurocapitata	コガネハコガメ
						Cuora flavomarginata	セマルハコガメ
						Cuora galbinifrons	モエギハコガメ
						Cuora mccordi	マコードハコガメ
						Cuora mouhotii	ヒラセガメ
						Cuora pani	シェンシーハコガメ
						Cuora trifasciata	ミスジハコガメ
						Cuora yunnanensis	ユンナンハコガメ
						Cuora zhoui	クロハラハコガメ
						Heosemys annandalii	ヒジリガメ
						Heosemys depressa	ヒラタヤマガメ
						Mauremys annamensis	アンナンガメ
						Orlitia borneensis	ボルネオカワガメ
				Addition of the annotation "zero quota on wild specimens for commercial purposes" for all of the above taxa 全ての上記分類群に"野生の状態で採取され、主として商業的目的で取引される標本については、毎年ゼロの輸出割り当てが設定されている。"と追加する。			

(FLORA 植物)

整理番号	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
	APOCYNACEAE	キョウテクトウ科	Hoodia spp.	フーディア属全種
43	Amendment of the existing annotation #9 related to the above taxon to read as follows: 既存の注釈#9の改正につき、上記の分類群に関しては、以下の通りに解釈する。 All parts and derivatives except those bearing a label "Produced from Hoodia spp. material obtained through controlled harvesting and production under the terms of an agreement with the relevant CITES Management Authority of [Botswana under agreement No. BW/xxxxxx] [Namibia under agreement No. NA/xxxxxx] [South Africa under agreement No. ZA/xxxxxx]" 次のものを除く全ての個体の部分及び派生物 「ボツワナ、ナミビア及び南アフリカ間の取極に基づき、ボツワナ、ナミビア及び南アフリカの関連の条約管理当局間で合意された条件の下、規制された収穫及び生産を通じて得られたフーディア(spp.)から生産されたもの」のラベルの付された個体の部分及び派生物			
44	ARALIACEAE	ウコギ科	Panax ginseng	チョウセンニンジン

7

		Panax quinquefolius	アメリカニンジン
	Amendment of the existing annotation #3 related to the above taxon to read as follows: 既存の注釈#3の改正につき、上記の分類群に関しては、以下の通りに解釈する。 Designates whole and sliced roots and parts of roots, excluding manufactured parts or derivatives, such as powders, pills, extracts, tonics, teas and confectionery. 根の全体、薄く切られた根及び根の一部を形成しているもの（一部及び派生物を利用した加工品、粉末、錠剤、抽出物、強壮剤、茶及びお菓子類を除く。）		
	LAURACEAE	クスノキ科	Aniba rosaeodora
4 5	Amendment of the existing annotation #12 related to the above taxon to read as follows: 既存の注釈#12の改正につき、上記の分類群に関しては、以下の通りに解釈する。 Logs, sawn wood, veneer sheets, plywood and extracts. Finished products containing such extracts as ingredients, including fragrances, are not considered to be covered by this annotation. 丸太、挽き材、薄板、合板及び抽出物。（香りを含んだ成分が抽出されたものを含まれているような完成品は、この注釈によって保護されているものではないと考えている。）		
	THYMELAEACEAE (Aquilariaceae)	ジンチョウゲ科	Aquilaria spp. Gyrinops spp.
4 6	Amendment of the existing annotation #4 related to the above taxa to read as follows: 既存の注釈#4の改正につき、上記の分類群に関しては、以下の通りに解釈する。 All parts and derivatives, except: a) seeds and pollen; b) seedling or tissue cultures obtained in vitro, in solid or liquid media, transported in sterile containers; c) fruits; d) leaves; e) exhausted agarwood powder, including compressed powder in all shapes; f) finished products packaged and ready for retail trade, this exemption does not apply to beads, prayer beads and carvings. 次のものを除く全ての部品及び派生物。 a) 種子及び花粉 b) 試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの c) 果実 d) 葉 e) 使い切ったアガーウッドの粉（全ての粉を圧縮した粉を含む） f) 包装された小売取引用の準備された完成品（ビーズ、ロザリオ及び彫刻品を除く）。		

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律施行令の改正概要

(1) 国内希少野生動植物種から次の1種を削除する。(施行令別表第1の表1関係)

① ブテオ・ブテオ・オスイロイ (ダイトウノスリ)

※ () 内は和名。以下同じ。

(2) 新たにワシントン条約附属書Iに掲載された次の6種を国際希少野生動植物種に追加する。(施行令別表第2の表2関係)

① トリケクス・セネガレンシス (アフリカマナティー)

② おおあたまがめ科全種

③ ゲオケロネ・プラテュノタ (ビルマホシガメ)

④ キトラ・キトラ (タイコガシラスッポン)

⑤ キトラ・ヴァンディユキ (ビルマコガシラスッポン)

⑥ プリスティス・マイクロドン

(3) ワシントン条約附属書Iから削除された次の9種類を国際希少野生動植物種から削除する。(施行令別表第2の表2関係)

① ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ (イタリアシャモア)

② テュラキヌス・キュノケファルス (フクロオオカミ)

③ オニュコガレア・ルナタ (ミカヅキツメオワラビー)

④ カロプリュンヌス・カンペストリス (サバクネズミカンガルー)

⑤ カエロプス・エカウダトゥス (ブタアシバンディクート)

⑥ マクロティス・レウクラ (チビミミナガバンディクート)

⑦ ロフラ・インペリアリス (テイオウキジ)

⑧ カンペフィルス・インペリアリス (メキシコハシジロキツツキ)

⑨ パピリオ・ホスピトン (コルシカキアゲハ)

(4) ワシントン条約附属書Iから附属書IIに移行された次の1種の各地域の個体群を登録個体群に追加する。(施行令別表第6関係)

① ヴィクグナ・ヴィクグナ (ビクーナ) のエクアドル地域の個体群

※ 個体群とは、ある時空を占め、交配によって子孫を残すことのできる同種個体の集まりを指す。同種の他の個体群とは多少なりとも隔離され、少なからず差異のある地域集団を指す。

(5) 以上のほか、ワシントン条約の附属書に記載されている種で、分類に関する知見の蓄積に合わせて、学名が変更された種等があることから、附属書に従って種を定めている施行令別表の分類、学名及び和名を見直すとともに、これに伴い配列を変更することとする。(施行令別表第2の表2関係)

また、エレファス・マクスィムス（インドゾウ）の和名については、同種のうちの一亜種であるエレファス・マクスィムス・インディカスと誤解されることがあるため、和名をアジアゾウに変更することとする。（同表関係）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の次に一条を加える改正規定、第五十条の四を第五十条の五とし、同条の次に十条を加える改正規定(第五十条の四を第五十条の五とする部分を除く。)、並びに第五十六條の二の二、第五十六條の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六條の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五十六條の二の二十の次に二条を加える改正規定、第五十六條の五の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、並びに第五十九條第二項及び第六十一條第八項第五号の改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二百二十七号の二中「第五十六條の二の二第二項」を「第五十六條の二の二第三項」に改める。

- 財務大臣 麻生 太郎
- 国土交通大臣 太田 昭宏
- 内閣総理大臣 安倍 晋三

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争審議会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十二号

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審議会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第二項に規定する原子力損害をいう)の賠償に關する紛争をいう)について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介(次条において単に「和解の仲介」という)の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めるものとする。

(時効の中断)

第二条 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合(当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る)において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に關しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

- 文部科学大臣 下村 博文
- 内閣総理大臣 安倍 晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項及び第四項、第二十条第一項並びに第五十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成五年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表一の(五)のわたか科の項中「フテオ・フテオ・オスイロイ(ダイトウノスリ)」を削る。

別表第二の表二の第一の(一)中「哺乳綱」を「哺乳綱」に改め、同表の第一の(一)の(二)のうし科の項中「ルビカンラ・ヒュレナイカ・オルナタ(イタリアンシャモ」昭和五五年一月四日)を削る。

同表の第一の(二)の(二)のいぬ科の項中「オオカミ」の下に「のうちカニス・ルプス・デインゴ(ティンゴ)及びカニス・ルプス・ファミリアリス(イヌ)以外のもの」を加え、同表の第一の(二)の(六)のふくろのおおかみ科の項を削り、同表の第一の(七)のカンガルー科の項中「オニユコガ

レア・ルナタ(ミカツキツメオワラビ)」、昭和五五年一月四日)を削り、同表の第一の(七)のねずみカンガルー科の項中「カロプリニヌス・カンベストリス(サブタネズミカンガ

」を削り、同表の第一の(九)のカエロボデア科の項を削り、同

表の第一の(九)のミナガバンディクト科の項中「マクローティス・レウクラ(チヒミミナガバンディクト)」、昭和五五年一月四日)を削り、同表の第一の(二二)のぞう科の項中

「マクローティス・レウクラ(チヒミミナガバンディクト)」、昭和五五年一月四日)を削り、同表の第一の(二二)のぞう科の項中

「インドソウ」を「アジアソウ」に改め、同表の第一の二の(一四)のマナーイ科の項中「トリケクス・マナトウス(アメリカマナーイ)」「トリケクス・マナトウス(アメリカマナーイ)」「トリケクス・マナトウス(アメリカマナーイ)」を「トリケクス・マナトウス(アメリカマナーイ)」に改め、同表の第一の二の(七)のまじ科の項中「ロフラー・インベリアリス(テイオウキジ)」を削り、同表の第一の二の(二)のきつつき科の項中「カンパフィルス・インベリアリス(メキシコハンジロキツ)」を削り、同表の第一の三の(五)のいしがめ科の項の次に次のように加える。

おおもただがめ科全種	平成二十五年六月二日
------------	------------

別表第二の表二の第一の三の(五)のりくがめ科の項中「ケロノイデイス・ニグラ(ガラバゴスノウカメ)」を「ケロノイデイス・ニグラ(ガラバゴスノウカメ)」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

「アバロネ・ス」を「アバロネ・ス」に改め、同表の第一の三の(五)のすっぽん科の項中「アバ

のこぎりえい	のこぎりえい科全種
--------	-----------

別表第二の表二の第一の八のあげはちよう科の項中「パビリオ・ホスピトン(コルシカキアゲハ)」を削る。

別表第六のヴァイクグナ・ヴァイクグナ(ビクナ)の項中「タラバカ地方第一区」の下に「エクアドル」を加え、同表のカニス・ルプス(オオカミ)の項中「オオカミ」の下に「ウチカニス・ルプス・ディンゴ(ディンゴ)及びカニス・ルプス・ファミリアリス(イヌ)以外のもの」を加える。

附則
施行期日
この政令は、平成二十五年六月十二日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣 石原 伸晃
内閣総理大臣 安倍 晋三

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二條の理由を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十五年六月五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十二号
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二條の理由を定める政令

内閣は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)第二條の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二條の政令で定める理由は、和解の仲介によつては申立てに係る東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争が解決される見込みがないこととする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三